

**第一回福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例推進会議
委員意見への対応方針**

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
(以下、7/20第一回推進会議での主な意見)			
資料2	施策1 自転車交通安全教育等 (条例第11条関係) 1-1 学校における交通安全教育 1-2 地域における交通安全教育	【県交通安全協会】(意見) 高校における交通安全教室実施率は6割だが、小中学校がほぼ全て実施していることからすると、高校の6割を全校に拡充することが今後の目標になると考える。	【教育庁健康教育課】(回答) 学校における交通安全教室の100%実施に向けて努力しているが、ここ2年ほどコロナ禍で実施できていないのが現状。必ず年間計画を立てているので、調整しながら実施する方向で進めてまいりたい。
	施策2 自転車の点検整備及び防犯対策 (条例第12条関係) 2-1 点検整備に係る広報啓発 2-2 自転車の防犯対策		
	施策3 安全器具の使用 (条例第14条関係) 3-1 安全器具の使用に係る広報啓発	【県サイクリング協会】(意見) 中学生はヘルメットを着用していることもあり、学校教育の中で高校生へのヘルメット着用の取組を更にできないだろうか。 【県交通安全母の会】(意見) 先日の母の会の会議でも高校生のヘルメット未着用について話題が上がっていたが、大人が見本を示さなければならぬ。 先日放送された「キビタンGO!」では生活交通課の職員がヘルメット着用で自転車に乗る様子が放送されており、PR活動にいかすことができるのではないかと。	【警察本部交通企画課】(回答) 高校生のヘルメット着用率が低いこともあって、今年7月に教育庁及び各高等学校長宛てにヘルメット着用に関する依頼文を発送している。 また、昨年11月に、ヘルメットの着用について400名のモニターを選出し、アンケートを実施した。アンケートには「大人がヘルメットをかぶらないのに、子供がかぶらなければならないのはなぜか」という厳しい意見もあったことから、全世代のヘルメット着用が必要と考えており、本日も県庁前で自転車利用者に対する指導取締り、ヘルメット着用のキャンペーンを実施したところ。 【生活交通課】(回答) 県の広報テレビ番組及びラジオ番組等により更なる周知を図ってまいりたい。

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
施策4 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化 (条例第16~18条関係) 4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認		<p>【県自転車軽自動車商工協同組合】(意見) 自転車保険への加入について、家族が保険に加入している場合、子どもが保険に加入しているかどうかは、保険証書を確認しないと知り得ない。一方、TSマークは、車体にステッカーを貼り付けるので、その段階で保険加入をすぐ確認できる。 誰が保険に加入しているのか分かりづらいことについて、保険会社では、どのような対応をしているのか。</p> <p>【県PTA連合会】(意見) 福島県PTA連合会では、福島県PTA安全互助会補償制度を実施しており、県内のほとんど全ての小・中学校が加入している。中学校5校が未加入。 自転車事故による損害賠償補償額が最大1億円のコースに加入している学校が98%を占めている。</p> <p>【県高等学校PTA連合会】(意見) 福島県高等学校PTA連合会では独自の総合保障制度があり、また全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償にも加入しているが、自転車購入時にTSマークの加入も勧められているので、保険の周知の仕方が必要だと感じている。保険の仕組みや重複した加入など、課題があると感じているので、どのようにPRしていけばいいのか知恵をお借りしたい。</p> <p>【県サイクリング協会】(意見) 自転車関係イベントの参加者に聞いてみると条例が制定されたことを知らない人が多い。条例の中身のアウトラインを県民の皆さんへ周知する必要がある。予算の関係もあると思うがイベント時に条例関係の配布物を入れることも可能。</p> <p>【県市長会】(意見) 学校関係は100%に近い保険加入率であるのに対し、問題は大人。市長会では市民交通災害共済組合の制度があり高齢者の加入率が高い。地縁・町内会由来が9割。高齢者への働き掛けでは回覧板の効果もある世代だが、別の方法での広報も必要になってきているのではないかと感じている。こうしたことから、自転車保険加入義務化、ヘルメット着用についても、他世代への周知という観点では、ポスター、チラシのみならず、テレビ番組やテレビCM、SNSなど多様な媒体での広報が必要と考える。</p>	<p>【日本損害保険協会東北支部】(回答) 「個人賠償責任保険」という保険が自転車の賠償責任に対応できるが、この保険に家族で加入すると、同居の親族が全員対象となる。 親が加入手続をしていて、同居している子どもがそれを知り得るかというのは課題ではあるが、保険契約の更新時に誰が対象なのかを加入者に説明し、理解いただくように取り組んでいる。重複契約が発生しないよう説明を強化し、家族が全員対象になっていることを更に周知するように努めてまいりたい。</p> <p>【生活交通課】(回答) ・自転車保険の重複加入等の問題解消のため保険制度の内容の周知を工夫を凝らしながら取り組んでまいりたい。 ・県サイクリング協会等の協力を得ながら、自転車関係イベント時にチラシを配布するなど周知してまいりたい。 ・広報媒体に関しては検討させていただく。</p>

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
	施策5 道路環境の整備 (条例第19条関係) 5-1 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備 5-2 その他	【県自転車軽自動車商工協同組合】(意見) 喜多方の日中から芦ノ牧にかけてのサイクリングロードでは、野ばらのような植物で覆われており、踏むと自転車がパンクしてしまう事象が起きてしまうのだが、サイクリングロードの管理予定を伺いたい。	【土木部道路整備課】(回答) 大川喜多方サイクリングロード(会津若松熱塩温泉自転車道線)と思われるが、管理については、自転車道を管理する会津若松建設事務所、喜多方建設事務所において、毎月1回自転車パトロールを実施し、必要に応じて対応しているところ。 今年は7月に草刈りを実施した。引き続き自転車パトロールを実施しながら、現道の安全な通行確保に努めてまいります。
(以下、7/20~8/5意見照会結果)			
資料1-1	資料1-1 福島県自転車条例の推進体制について	【県サイクリング協会】(意見) ・今回、推進会議を設置することで、その取組を具現化する一歩となると思われる。 ・自転車条例に基づく施策の達成評価について、県が行う自己評価の中に、年代別・無作為に抽出した県民の方への条例に関するアンケート(条例に対する理解・実践)を行うことで評価の達成度を測るのはいかがか。	【生活交通課】(回答) 令和4年度県政世論調査において自転車の利用状況や自転車保険への加入状況等を調査分析し、今後の施策に反映してまいりたい。
資料2	施策1 自転車交通安全教育等 (条例第11条関係) 1-1 学校における交通安全教育 1-2 地域における交通安全教育	【県サイクリング協会】(意見) 学校・地域で共通する周知・教育の機会として、青少年教育施設、公民館事業など、いわゆる「社会教育施設」を活用してはどうか。また、当協会や自転車関係団体で行っている各種大会等での周知啓発活動が必要と思われる。 【県老人クラブ連合会】(意見) 老人クラブや高齢者学級、地域サロン等で自転車シュミレーターを用いて、乗車中の危険性を更に体験いただき、地域へ横展開されることが望まれる。 【県町村会】(意見) 学校や地域に加えて、職場における自転車交通安全教育についての取組も行う。	【生活交通課】(回答) ・社会教育施設の活用に関しては検討させていただく。 ・県サイクリング協会等の協力を得ながら、自転車関係イベント時にチラシを配布するなど周知してまいりたい。 ・高齢者等に対する周知については、関係団体・機関と協議しながら検討させていただく。

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
2	施策2 自転車の点検整備及び防犯対策 (条例第12条関係) 2-1 点検整備に係る広報啓発 2-2 自転車の防犯対策	【県サイクリング協会】(意見) 本来、使用者が点検の義務、防犯への備えなどをしなければならない。しかし、近年は自転車店(専門店)ではなくホームセンターなどで購入する、あるいは修理依頼するという方が増えている。ホームセンターでは自転車軽自動車商工協同組合(自転車組合)に加入していない場合が多く、TSマークや防犯登録などが十分機能していない面も見受けられる。自転車店に加え、ホームセンター等での広報啓発活動を行き渡らせることは有効と思われる。	【生活交通課】(回答) 自転車組合に加入していないホームセンターや自転車小売業者への周知については、これまで保険加入義務化等に関しポスター及びチラシの配布を行ってきたところであるが、今後はTSマークや防犯登録制度についても新たにチラシ等を作成し周知に努めてまいりたい。
3	施策3 安全器具の使用 (条例第14条関係) 3-1 安全器具の使用に係る広報啓発	【県老人クラブ連合会】(意見) 運転免許証をもたない高齢者、特に女性の方は近所の移動のツールとして自転車を利用されている方が多いと思われる。まず制度の周知が必要であり、末端の地域高齢者の方々へ周知されるまで時間を要するため、老人クラブ活動や高齢者学級、サロン等において広報啓発を積極的に行っていくことが重要。 これまで長く非着用でよかったヘルメットを新たに購入し、着用しなければならないということに対して、高齢の方々には、少なからず抵抗感はあるのかと思うが、自転車は被害者にも加害者にもなり得、ヘルメット非着用時には死亡率が高くなるので、自分の命を守るためにも着用を進めていけたらと思う。(着用の効果等についても死亡率等のデータと併せて広報チラシ等に記載があるとよろしいかと思う。) 【県サイクリング協会】(意見) 機会を見て周知すること、またSGマークやJISマーク、JCF適合品など「安全性」にも留意して使用を薦める。特に高校生の通学、社会人の利用時にも着用を推奨するなど、対策が必要。	【生活交通課】(回答) ・交通安全団体と連携しながら自転車利用の多い高齢者をメインターゲットとしたヘルメット着用を促すための周知啓発に取り組んでまいりたい。

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
	<p>施策4 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化 (条例第16～18条関係) 4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認</p>	<p>【県高等学校PTA連合会】(意見) 福島県高等学校PTA連合会では独自の総合保障制度があり、また全国高等学校PTA連合会の賠償責任保険にも加入しているところ。また、自転車購入時にTSマークの加入も進められている状況である。更に、保護者が加入している自動車保険に付帯する自転車保険に加入しているケースも散見されることから、最大4つの保険に重複加入していることとなり、保護者からも福島県高等学校PTA連合会宛てで問い合わせをいただいております、混乱が生じているところ。 福島県におかれましては、現場の状況を踏まえ、なお一層の「自転車条例」にかかる周知を図られたい。</p> <p>【県サイクリング協会】(意見) 賠償責任保険については、条例周知の中で「他者への加害の場合を想定した保険加入の必要性」を前面に出した展開が必要。また、会議の席上では保険の重複が問題となった部分もあるが、未加入を防ぐことへの対策を先に進めるべき。</p>	<p>【生活交通課】(回答) ・自転車保険の重複加入等の問題解消のため損保協会と連携して保険制度の正確な内容の周知に取り組んでまいりたい。</p>
	<p>施策5 道路環境の整備 (条例第19条関係) 5-1 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備 5-2 その他</p>	<p>【県サイクリング協会】(意見) 市町村、県、国の道路整備の問題もあり、また、設置後の維持管理の問題もある。自転車愛好者の団体として、会員から意見聴取し不具合の報告があれば管轄部局に意見として申し上げているが、改善されとは限らない。標識、信号、横断に係る場所の点検と他の交通機関や歩行者との共存を図るため共通した窓口(意見聴取等)があればありがたい。</p>	<p>【生活交通課】(回答) 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備につきましては、関係機関と情報を共有するなど、ご相談内容に応じた対応ができるよう努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	意見の内容	対応方針
資料3	令和4年度重点項目 自転車損害賠償保険等への加入率 アップ	<p>【県市長会】（意見） 会議でも申し上げたとおり、広報啓発活動において、ほぼ全員が加入していると思われる児童生徒以外の県民に対する、特に高齢者や大学生等年齢層を考慮したweb広告やSNSなどを含む、多様、かつ、効果的な方法による周知を展開していただきたい。</p> <p>【県サイクリング協会】（意見） 保険加入について「数値目標」を持たれたのは良いと思うが、調査の方法を十分検討すべき。→保険会社さんが全ての「自転車利用者」を把握しているかどうか、疑問が残る。</p>	<p>【生活交通課】（回答） ・広報媒体に関しては検討させていただく。 ・令和4年度県政世論調査において、自転車の利用状況や自転車保険への加入状況等を調査分析し、今後の施策に反映してまいりたい。</p> <p>【健康教育課】（回答） これまで、各高等学校長宛てで文書を発出し依頼したところ。今後も、改正道路交通法に基づく、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の啓発を推進してまいる。</p>
	令和4年度重点項目 自転車乗用ヘルメット着用の働き掛け	<p>【県市長会】（意見） テレビ番組やテレビCMなどマスメディアを活用した県民の意識啓発につながる広報が必要と思われる。</p> <p>【県サイクリング協会】（意見） ヘルメットの着用に関しては、まず、高校生へのアプローチをされるのが良いと思う。各高校の生徒指導部が窓口であり、高等学校長会などでの広報は必要。</p>	